

広島大学 大学教育研究センター
大学論集 第11集(1982) : 123-151

戦前期大学教育のカリキュラムに関する史的考察

—帝国大学における法学・医学教育を中心として—

関 正 夫

目 次

はじめに

1. 戦前期の法学教育カリキュラムの変遷
 - 1.1 明治初期の法学教育と欧米法学の関係
 - 1.2 帝国大学法科大学のカリキュラム
 - 1.3 東京帝国大学法学部のカリキュラム
2. 戦前期の医学教育カリキュラムの変遷
 - 2.1 東京医学校・東京大学医学部のカリキュラム
 - 2.2 帝国大学医科大学のカリキュラム
 - 2.3 東京帝国大学医学部のカリキュラム
3. 法学・医学教育カリキュラムの比較—結びにかえて

戦前期大学教育のカリキュラムに関する史的考察

—帝国大学における法学・医学教育を中心として—

関 正 夫 *

はじめに

大学の大衆化、学生の多様化状況の中で、今日ほど大学教育のカリキュラム改革が内外より要請されている時代はないのかもしれない。こうした社会的課題に若干なりとも寄与すべく、われわれは大学教育研究センターにおいて、研究課題「高等教育における革新に関する比較研究—カリキュラムと教育方法を中心として」を設定し、協同態勢で取り組んでいる。この共同研究の中で、「カリキュラムおよび教育方法の実態調査」が私自身の担当テーマであるが、各大学の各分野のカリキュラムの実態を理解するためには、現状のカリキュラムを検討しただけでは限界がある。特に自己の専門領域から遠い分野については、当該専門分野の共同研究者の折角の助言すらも、調査研究のなかに、うまく活かしえないというもどかしさを覚える。こうしたさせしまった動機から、近年の高等教育史の多くの研究成果に学びながら、明治期以降、戦前期における大学教育のカリキュラムの変遷を跡づける作業を試みることにした。

小論で法学教育と医学教育をとりあげたのは、それらが私の専門分野（理工系）から遠いという理由からだけではない。大学のカリキュラムの変遷と国家・社会の政策・価値観等の変化との対応関係論はカリキュラム論の重要な領域の一つである。したがって、明治期以降、國家が最重視した法学、医学、工学等の諸分野の中で、国家・社会の価値観等の変化に対して“センシティビティー”的な位置にあると思われる、法学と医学のカリキュラムを比較することは、上述の対応関係を論じる際に有効性をもつのではないかと考えたからである。

本稿では、講座（科目）構成、学科課程、試験制度など、いわゆる正規のカリキュラムを中心に扱い、課外活動等は割愛した。正規カリキュラムの構成要素がどのように変化し、その背景にどのような要因が作用していたのか。また、戦前期の法学・医学教育のカリキュラム上の問題点は何であったのか、についても論じてみたいと考えている。

1 戦前期の法学教育カリキュラムの変遷

1.1 明治初期の法学教育と欧米法学との関係

帝国大学成立以前までは、わが国の高等教育機関は各省庁において独自に設置され、国家の要請に対しては各省庁の高等教育機関がそれぞれ応じるという体制下にあった。しかも、これらの「高尚ノ諸学ヲ教フル専門学校」¹⁾は洋学教育機関であった。法学の分野に関していえば、帝国大学法科大学

* 広島大学・大学教育研究センター教授

設立以前の高等教育機関としては東京大学法学部と司法省法学校があった。

明治初期、東京大学の前身校東京開成学校においては、当時政府顧問であり、大学南校以来教頭の任にあったフルベッキ（オランダ系アメリカ人）の指導のもとに、主としてイギリス・アメリカの諸大学をモデルとした教育が行なわれていた²⁾。1875～6（明治8、9）年における法学分野の学生・卒業生の海外留学先³⁾は、鳩山一郎（コロンビア）、小村寿太郎（ハーバード）など4名がアメリカの諸大学の法学校であり、穂積重遠など3名がロンドン・キングス・カレッジの法学校であった。このように英米法学を指向した東京開成学校の法学教育の方針は、以下に述べるように、東京大学法学部にも継承されるところとなった。

東京大学の発足に際して、その学部・学科構成の企画に重要な役割を果した人々の中に、外国人としては文部省学監（兼東京開成学校教頭）をしていたアメリカ人モルレーがいる。東京開成学校の流れを引く東京大学法学・理学・文学部の外国人教師の国籍のうち最も多いのはイギリスおよびアメリカであった⁴⁾。法学部教育は外国語による教育であり、重視されたのはイギリス法学とフランス法学である⁵⁾。フランス法学担当の外国人教師は一人もいないが、イギリス法学は外国人教師としてはグリスビー、テリー、スターリングなどによって担当され、最も力点が置かれていた。開成学校時代にはフランス法学専攻学生は司法省明法寮（司法学校の前身校）で学修していた⁶⁾。だが、東京大学ではフランス法学はすでに日本人教師（講師黒川誠一郎）によって担当されていた。このことは、逆にいえば、以下にみるように、わが国では外国法学のうちフランス法学の成立が最も早いことを意味している。

明治新政府が条約改正・法制度を整備するに当って、最大の関心を払ったのはフランスの法制度である。各省にはフランスよりジュ・プスケ（外務省）、グロース（内務省）、ボアソナード（司法省）が招聘され、法典編纂事業等に協力し、重要な役割を果した⁷⁾。また明治政府は法制度整備の一環としての人材育成の役割を司法省司法学校に期待した。ここでは、後年わが国「近代法典の生みの親⁸⁾」と評されるボアソナードとジュ・プスケを中心に⁶⁾、フランス方式の法学教育が実施されていたのである。

明治初期の政治・法制関係の外国人教師は表1に示されるようにフランス人が過半数を占め圧倒的に多い。司法省司法学校の社会的評価が東京開成学校に比べて高いとされるのは、上にみた時代背景がそこに大きく作用していたことも看過すべきではないだろう。

「明治14年の政変」により、イギリス的立憲議会主義体制推進派が後退し、プロイセン的立憲君主主義体制推進派が政策形成の主導的位置を占めることになった。明治政府のドイツの政治・学術体制への関心の高まりの中で、東京大学における法学教育のドイツ法学への傾斜は1880年代に始まっている。後に法学部教授として活躍する穂積陳重が留学先をイギリスからドイツに変更した¹⁰⁾こともその一例である。たしかに表1から明らかなように1881～9（明治14～22）年における政治・法制関係の外国人教師のうちドイツ人が過半数を占めるに至った。カリキュラムの面では、ドイツの大学にならって¹¹⁾「法学

表1 国籍別・雇入時期別外国人教師数
<政治・法制関係>

区分	1871～80年 (明治4～13)	1881～89年 (明治14～22)
フランス	16人	0人
イギリス	5	2
アメリカ	3	1
オランダ	2	0
ドイツ	1	6
イタリア	0	1
計	27	10

資料：梅溪昇『お雇い外国人－政治・法制』
(1971年、鹿島研究所出版会) 237頁。

「通論」および「国法学」が設置され、「英吉利国憲」は廃止された。⁵⁾またドイツより外国人教師を招聘し、ドイツ法学を講じさせている。この法学部のドイツ法学導入に中心的役割を果したのが、東京大学法文理三学部総理加藤弘之と穂積陳重である¹⁰⁾しかし東京大学法学部では、学科課程の中に、まだドイツ法を独立した学科目として位置づける段階に至っておらず⁵⁾、イギリス法学、フランス法学の優位性は維持されていた。

1.2 帝国大学法科大学のカリキュラム

1886（明治19）年、「帝国大学令」が公布され、東京大学は各省庁の高等教育機関を包摂し、帝国大学と改称された。帝国大学法科大学は英米法学に重点をおいた東京大学法学部とフランス法学の東京法学校（法学校を改称）を合併し、出発した。したがって当初、法科大学のカリキュラムの中では、以下にみるように、ドイツ法学の位置はまだ低いものであった。

法科大学は当初、法律学第一科、同第二科、政治学科の3学科構成であった。法律学第一科は東京法学校のカリキュラムの系譜をひくもので、フランス語を主としたコースであった。同第二科は東京大学法学部のカリキュラムの系譜をひくもので、英語を主としたコースであった。

大学の自治、教授会の自治が確立していない明治期の大学においては分科大学のカリキュラムの改革に関して、分科大学長の影響は小さくないと思われる。しかも、帝国大学総長は法科大学長を兼任することとされた。初代総長には、総理大臣伊藤博文の信望の厚い元東京府知事、外務官僚であった渡辺洪基が就任した¹³⁾。

法科大学は発足した翌年には、早くもカリキュラムを改定し、法律学の2つの学科は1学科に改組され、その内部にイギリス、フランス、ドイツの3部（コース）を設けた。¹⁴⁾かくしてドイツ法学教育の基盤が一応整備したのである。

1889（明治22）年、帝国憲法が発布され、法制度が漸次整備されるとともに、法律学科の教育方針は変化した。¹⁵⁾従来、法典編纂の時期に最重視された外国法の学習から、今後はわが国の法典の講義に重点がおかれ、外国法は参考科に位置づけられることになった。参考科は、今日でいえば高学年における選択必修科目群に相当するもので、イギリス法、フランス法およびドイツ法に対応した3つの部（コースに相当）に分かれていた。従来、法律学科の学生は1年次からイギリス、フランス、ドイツ法学のいずれか1つのコースを選んで学習していたが、この学科課程の改正により、法律学科の学生は、いわば共通科目として、日本の法律学に関する科目を学び、それに加えてイギリス法、フランス法あるいはドイツ法のいずれか1つの科目群を選択して履修する、ということになった。¹⁵⁾また、1891（明治24）年には修業年限も時間不足を理由に3年から4年に延長された。

上にみたように、1890（明治23）年に法律学科の学科課程の編成原理が大きく変化したが、学生の各授業科目の履修方法は「学年制」のままであり、変更されていない。「学年制」では履修科目はほとんどすべて必修科目であり、各学年で履修すべき科目が指定され、学年の進行に応じて、通論、概論的な講義から各論的な講義へと順序よく学習していく履修方法である。この「学年制」はドイツ大学の「修学の自由」を重視した方式（科目選択制）ではなく、¹⁶⁾東京開成学校以来の19世紀中期におけるイギリス・アメリカの方式である。¹⁷⁾ドイツ大学の影響が強まる明治中期以降には、「学年制」の履

修方法も変化することになった。井上文政期の1893(明治26)年、「学年制」は廃止され、「科目制」となった。参考科の名称も、兼修科目と改められ¹⁸⁾、性格も明確化されたのである。

授業形態に関しては、明治期を通して、講義中心であった。^{14,15,17,18)} 実地演習としては訴訟法実地演習、民法・刑法実地演習などが^{14,15)} みられる程度である。ドイツ大学におけるゼミナールに相当する演習科¹⁸⁾(談話問答質疑、論文等に依り、学生を訓導することを目的とする)を講義の外に設置することが制度的に認められたのは1893(明治26)年の学科課程の改正によってである。事実、明治30年代には国際公法に関する演習科¹⁸⁾が設けられている。この時期自由選択科目に相当する随意科目という考え方が導入されている。1903(明治36)年、授業科目に必修、選択の区別が設けられ、学生の教育負担の軽減がはかられた。¹⁹⁾ 明治後期にいたって、法律学科の学生数は500名を越え、そのうちドイツ法を選ぶ学生数はイギリス法、フランス法の履修者を越え、過半数を占めることになった。²⁰⁾

次に、法科大学の試験制度について述べておこう。文科大学や理科大学で卒業試験の一環として位置づけられている卒業論文制度は、東京大学法学部時代には存続していたが⁵⁾、法科大学では当初から廃止された。¹²⁾

帝国大学成立期より法科大学卒業生に対する文官試験免除などの特権が法制化されていた。²²⁾ このことは、法科大学の試験制度やその評価基準が社会的にも正当な評価を受けていたことを意味する。

試験制度を、学年・学期制度とともに全学的に共通規則²³⁾によって定めようとする慣行は東京大学法文理3学部時代に形成された。帝国大学成立後も全学共通の「分科大学通則²⁴⁾」によってこれらの制度は統一的に規定されていた。学期は3学期制であり、試験は各学期評点(平常課業の筆記試験、作文、実験で評価)と学年試業(1年間に履修した科目の試験)によって構成され、全科目の平均点60点以上が合格、だが1科目でも年間成績が50点以下であれば、降級とされ、原級の全科目の履修が課せられていたのである。しかし1893(明治26)年以降、法科大学は他分科大学と同様独自の「試業規程」を設けて、試験を実施している。²⁵⁾ ここでは一応定着したと思われる1898(明治31)年の法科大学の試験制度²⁶⁾について略記しておく。当時、修業年限は4年であり、「科目制」を採択していたので、学生は最低限各年1回合計4回の通常試験と卒業試験を受験することとされた。毎年6月に実施される通常試験に合格した者だけが次の段階の試験を受けることができた。さらに4回の試験に合格した者だけが卒業試験に臨むことになるのである。卒業試験は教授会において、5科目以上の試験科目を選定し、特に複数の試験委員を選出し、それによって公正な評価を行なったのである。試験の成績評価は点数で表示され、各科目50点以上、平均60点以上が合格とされた。卒業学生の席次は卒業試験の各科目の平均点数によって決まり、その成績と共に掲示された。ただ試験成績の掲示は明治後期には廃止されたが、成績・点数による卒業席次、卒業式への天皇の臨席と優秀学生への恩賜の銀時計授与の儀式は大正中期まで存続した。²⁷⁾

明治後期の東京帝国大学の法科大学の講座編成と各学科の科目の履修要件は表2の示す通りである。

ここで1899(明治32)年に開設された京都帝国大学法科大学のカリキュラム²⁸⁾を瞥見しておこう。

東京帝国大学法科大学は、大正中期まで1学年3学期制で、当初「学年制」であったのに対して、京都の場合は、最初から2学期制であり、「科目制」をとっていた。また、教育方法についても²⁹⁾ ①教科書の講読によって学生の読書力を強めること、②演習科(ドイツのゼミナールに相当)を置いて講義

の完全な理解を与え、かつ学生の研究心とその実地能力とを啓発すること、③卒業論文（東京帝国大学法科大学では当初より廃止）を課し、学生の独創力を涵養する、といった刷新がなされた。卒業論文制度は学生数の増加により審査上の困難を生じ、後年廃止された。だが、その他の教育方法上の刷新は、すでに上でみたように東京帝国大学にも影響を与えた。京都帝国大学においては、上にみた出発期の、刷新された教育方法が昭和戦前期まで継承されたのである。²⁷⁾

また京都の法科大学では高根義人の改革意見²⁸⁾を採択し、法律学科及び政治学科の区別を廃し、「修学の自由」に立脚したドイツ型のカリキュラムを実施²⁹⁾した。当時社会においても、文部省関係者からも、このカリキュラムは賞讃されたという。しかし学生、卒業生中の高等文官試験合格者数が少ないことが批判され、後年（1907），再び法律学科と政治学科を分科した。²⁷⁾

京都帝国大学創設以降、ドイツ大学におけるように、「修学の自由」の立場から他大学の講義の履修を可能とすることを求める意見³⁰⁾はあった。しかしあが国の帝国大学が戦前期を通して、各帝国大学相互間における「修学の自由」、「転学の自由」に対して消極的であったことは否定できない。

1.3 東京帝国大学法学部のカリキュラム

(1) 大正期のカリキュラム改革

1918（大正7）年の「大学令」の公布、「帝国大学令改正」により1919年、帝国大学は「分科大学制」を廃止し、総合制を指向して「学部制」となった。つまり帝国大学は「数個ノ学部ヲ総合シテ」³¹⁾構成されることになった。

法科大学は法学部と改称された。法科大学は「大学令」公布の数年前に、他の分科大学と歩調を合わせて、修業年限を3年とした。また大正初期まで各分科大学は1学年3学期制をとり、学年は9月開始とされていた。だが1920（大正9）年、学部通則³²⁾を制定し、東京帝国大学の各学部（医学部を除く）は、学年始めを4月1日とし、旧制高等学校³³⁾、旧制中学校³⁴⁾と歩調をそろえた。また1学年2学期制となった。この学年（アカデミックイヤー）に関する規定はそれ以降、今日多くの大学において継承されていることは周知の通りである。上にみたように、学期、学年始め等について、東京大学法文理三学部時代や帝国大学創設期と同様に、全学部が協同歩調をとり、下級学校との接続への配慮や、総合制指向の動きが読みとれる。

法学部の学科構成は大きく変化した。明治後期において法科大学の学科構成は法律学科、政治学科と同学科から分離独立した経済学科の3学科構成であった。この経済学科が「帝国大学令改正」により経済学部として独立したのである。こうした経済学部独立の背景には法科大学の官房学的傾向から脱皮し、社会科学としての経済学を確立するという指向が作用していた³⁵⁾とされている。法学部は再び法律学と政治学の2学科構成に戻った。

法学部の講座構成（種類と数）は表2から明らかなように、経済学系講座を経済学部に移管した点を除けば、明治後期のそれとほとんど変わらない。しかし履修科目には変化がみられる。例えば、法律学科では明治後期に必修科目は14科目と多く、選択科目は4科目と少なかったのが、大正後期には必修科目は7科目に減り、その代り選択科目は8科目に増加した。しかも、ドイツ大学にならった国法学は選択科目からはずされ、法理学が必修科目から選択科目に変更されたことも注目されるべき点であ

表2 法科大学の講座(科目)と履修要件の推移

講 座 名	1909(明治42)年				1926(大正15)年		
	講座数	法律学科	政治学科	経済学科	講座数	法律学科	政治学科
1 憲 法	1	◎	◎	◎	2	◎	◎
2 国 法 学	1	○	◎		1		◎
3 民 法	4	◎	◎	◎	4	◎	◎
4 商 法	2	◎	◎	◎	2	◎	○
5 海 法	1	○		○	1		
6 民事訴訟法 (破産法を含む)	2	◎			2	◎	
7 刑 法	1	◎	◎	○	2	◎	○
8 刑事訴訟法	1	◎			1	◎	
9 経 済 学	5	◎	◎	◎	—		◎
10 財 政 学	1		◎	◎	—		◎
11 統 計 学	1		◎	◎	—		○
12 政治学(政治学史)	1		◎		2		◎
13 政 治 史	1		◎	○	1		◎
14 外 交 史	1		◎		1		◎
15 行 政 法	2	◎	◎	○	2	○	◎
16 殖 民 政 策	1		◎	◎	—	—	—
17 行 政 学	—				1		○
18 国際(公)法	2	◎	◎	○	2	○	◎
19 国際私法	1	◎	○	○	1	○	○
20 法 制 史	1	◎	◎		1	○	○
21 比較法 制 史	1	○	○		—	—	
22 西 洋 法 制 史	—				1	○	
23 羅 馬 法	1	◎			1	○	
24 英 吉 利 法	2	◎うち 1外国法			2	◎うち 1外国法	
25 仏 蘭 西 法	1				1		
26 独 逸 法	1				1		
27 法 理 学	1	◎	◎		1	○	
28 米国憲法歴史及外交	—				1		
29 労 働 法							
30 租 税 法							
31 他 分 科 大 学 · 他 学 部 系 科 目			社会学 ○ 農政学 ○	社会学 ○ 農・林政学○			社会学 ○
合 計	37				34		

資料:『東京帝国大学一覧』(各年度版)および『東京大学一覧-昭和18~28年』より作成。

1940(昭和15)年			1952(昭和27)年			
講座数	法律学科	政治学科	講座数	私法コース	公法コース	政治コース
2	◎	◎	2	◎(4)	◎(4)	◎(4)
1		◎	1		○(4)	
4	◎	◎	4	◎(3×4)	△(4+4)	○(4+2)
2	◎	○	3	◎(4+4)	△(4+4)	○(4)
1						
2	◎		2	△(4+4)	○(4)	
2	◎	○	3	◎(4+2)	△(4+2)	
1	◎			◎(4)	○(4)	○(4)
—	○ 経済学部 の講義	◎	—	○(4+2+2)	○(4)	◎(4+2)
—		◎	—	経済学部 の講義	△(4)	○(4+2)
—		—	—			○(4)
3		◎	3		◎(4)	○(4+4)
1		○	1		○(4)	△(4)
1		◎	2*1			○(4)
2	○	◎	2	○(4+4)	◎(4+4)	○(4+2)
—	—	—	—			
1		○	1		△(4)	△(4)
2	○	◎	2*2	○(4)	◎(4+2)	○(4)
1	○	○	1	○(4)		
1		○	1*3	○(4+2)	○(4)	
—	—	—	—			
1	○		1	○(4)	○(4)	
1	○		1	○(4)		
2	◎うち 1 外国法		2*4	△(4) うち 1 外国法		
1			1			
1			1			
1	○ 3		1*5	○(4)	○(4)	
1			1		○(2)	○(2)
			1	○(4)	○(4)	○(4)
			1		○(4)	農
		社会学 ○		法医学 ○(4) 刑事学 ○(2)		農政学 ○(4) 金融論 ○(4)
35			33			

[注1] ◎ 必修科目。
○ 選択科目。
△ 選択必修科目。

[注2] 昭和29年度より講座名の一部改称がなされた。

*1. うち1講座は日本政治外交史と改称。

*2 国際法と改称。

*3 日本法制史と改称。

*4 英米法と改称。

*5 法哲学と改称。

[注3] 1953年
○(4+4) ◎(3×4)
の括弧中数字は単位数を示す、2科目各4単位、3科目各4単位の意。

ろう。

大正初期（1914年）法科大学の修業年限が3年に改訂された時に、科目の履修方法を「科目制」から再び「学年制」に切替え、卒業試験を廃している。³⁴⁾この科目履修の方法は再び1919（大正8）年に変更され、「学年制」と「科目制」を折衷した、次に述べる方式³⁵⁾が採用された。

修業年限3年間、6学期を前期4学期（1,2年）と後期2学期（3学年）に分ける。前期に必修科目10科目（うち外国法1を含む）、選択科目3科目以上（5科目中）、後期には選択科目2科目以上（6科目中）の履修が課せられた。後期の受験資格は前期に12科目以上合格していることとされた。また随意科目として、特別講義及び演習が開設され、³⁶⁾これは学生の希望ある場合に試験することとされた。1919（大正8）年以降、成績評価の方法が明治以降の点数制（100点満点）から、優・良・可・不可の4段階評価に変更された。³⁷⁾

上にみたように、1919（大正8）年以降、必修科目の削減、選択科目の増加および成績評価に関する点数制から4段階評価制への移行、さらに法学部、経済学部間の転学科制度³⁸⁾の導入などのカリキュラム上の変化は「学修の自由」の尊重の立場からのものであり、また試験中心の学習方法からの脱却を指向するものであったといえよう。

こうした東京帝国大学法学部の教育方法等に関する刷新の背景には、文部大臣の諮問機関であり、各帝国大学総長等が参画した臨時教育会議が「大学教育等に関する答申」³⁹⁾の中で、大学における教授・学習方法の改善等に関する提言をしていた事実があったことを指摘しておかねばなるまい。同会議は上記答申の「希望事項」⁴⁰⁾において、「試験中心の暗記的受動学習方法の廃止」「学年制の廃止と科目制の採用」「講座の整理と並行講義の設置」「点数制の廃止」「科目制の採用に応すべき設備の充実」などの具体的提案を示していたのである。

上述の臨時教育会議の提言は、大正デモクラシー昂揚期において、近年の欧米大学の教育改革等⁴¹⁾に関する情報（例えばエリオット学長のハーバード大学の改革）を背景としたものである。また周知のように当時のアメリカ大学のカリキュラム改革には、19世紀に隆盛期を迎えたドイツ大学の影響が強く作用⁴²⁾していたことも看過すべきではないであろう。

1922（大正11）年設置された東北帝国大学法文学部では、創立委員であった京都帝国大学教授佐藤丑次郎を中心[new]に新構想が企画され、「徹底した自由聴講制」「法・文学科に通ずる学科目の配分」「法・文共通の単位制度」「選択制としての卒業論文制度」が実現した。⁴³⁾しかし、既設の各帝国大学では法学部に限らず、臨時教育会議の答申において、「従来既ニ過度ニ講座ヲ細分シテ其ノ範囲甚タシク狭隘ニ失スルノ弊ニ陥リタルカ如シ」⁴⁴⁾と批判された講座制を整理したところは見当らない。ましてや、同一科目を複数の教授に担当せしめ、学生の自由選択聴講を媒介として、教授の学問・教育の発達に資せんとする目的とした「並行講義」を実施した大学・学部はみられない。

（2）昭和期におけるカリキュラム等の変遷

戦時体制下1940（昭和15）年の東京帝国大学法学部の講座構成は表2にみられるように、大正後期のものと基本的には同一である。僅かに政治学・政治史講座が2講座から3講座に増加したに過ぎない。法律学科、政治学科のいずれの場合も必修科目、選択科目については大正後期とほとんど変りはない。ただ随意科目として大正後期になかった科目として法医学、労働法⁴⁵⁾が登場していることが目につく

程度である。

学科課程は大正末期（大正14年）に次のように改正された。⁴³⁾ 1学年2学期制を廃止し、1学期制とした。授業単位を1学年としたのは各科目の授業が1年を単位として行なわれており、学年の開始が4月となり、そのため授業の中間に長期の夏季休業期間が入り、従来のように2学期制のメリットが活かされなくなったという理由からであった。⁴³⁾ 前期4学期、後期2学期制が廃止されることになったため、授業科目は学期別ではなく学年別に配当されることになった。履修科目の試験⁴²⁾については、従来各学期末ごとになされていたのが、各学年度末（3月）に実施されることになった。試験成績の評価方法は4段階評価のまで変更はない。法学士の称号取得には、必修科目の全部と選択科目については、法律学科では5科目以上、政治学科では4科目以上試験に合格することとされた。⁴²⁾ 上にみたように、大正末期に改正されたカリキュラムは昭和戦前期にもそのまま適用されたのである。

学科課程等の変化はなかったが、明治後期以降の資本主義の発達が法学の対象領域を広範・多様化させ、社会的諸問題との関連をつよめ、さらに大正デモクラシーの影響もあって、東京帝国大学法学部においても従来の「官僚養成」の法学教育から「市民」「労働者」の人権保障の立場からの法学教育への転換を主張する人々もいた。大正末期より昭和戦前期にかけて労働者の法律相談・医療活動を行なった「東京帝大セツルメント」の設立提案をした末弘巖太郎（民法）もその一人であった。こうした「近代化」あるいは「現代化」の方向からの法学教育改革への期待もみられたが、戦時体制の進行と共に、以下に述べるように大学における学問・教育は大きな制約を受けることになった。

「治安維持法」（1925年制定）に基づき、左傾思想学生の取締が強化された。⁴⁵⁾ また、東京帝国大学附属図書館の「自由主義・民主主義的傾向」の図書は一切閲覧禁止となった。そればかりではない。各帝国大学法学部および経済学部は、教授の中から多くの自由主義的、社会主義的思想傾向の教授たちを失った。特に1923（昭和8）年の滝川事件は、京都帝国大学法学部教授滝川幸辰の著書『刑法読本』『刑法講義』が内務大臣により発禁処分を受け、文部当局が滝川教授に対して辞職要求したことから端を発したものである。京都大学はこれに抗議したが、滝川教授をはじめ8名の教授が大学を追放となった。滝川事件以降ほとんど毎年のように、法学・経済学分野を中心に多くの教授・助教授が犠牲となった。昭和初期以降、学生の思想善導で活躍した自由主義者の河合栄治郎（東京帝大経済学部）までも大学を追われた⁴⁵⁾のである。

他方、東京帝国大学（長与又三郎総長）では「南京陥落」に呼応して祝賀式を挙行し、引きつづき、教職員1,080名、学生3,404名、計4,484名が参加し、都内で祝賀行進を行なった。⁴⁵⁾

カリキュラム面での表面上の変化はなくとも、上にみた学問・教育の思想に対する内外からの圧力により、また戦時体制の進行とともに大学教育の内実が空洞化しつつあったことは否定できない。

（3）戦後期のカリキュラム

戦後、大学再建の時期において、高野岩三郎（元東京帝大経済学部教授、大原社会問題研究所初代所長歴任）は、東京帝国大学の刷新の方向として⁴⁷⁾ 第1に教授陣の刷新と戦時下に追放された教授たちの学園への復帰を提案した。第2に教育に関する提言として「講義科目の整理」と「競争（並行）講義の増加」「演習（ゼミナール）の重視と強化」を主張している。京都帝国大学においても、戦後、学生協議会⁴⁸⁾が①学年制の撤廃、②必須科目制の全廃、③単位の縮減、④演習制度の改善（①教官選

択の自由, ②出欠の全廃) ⑤講義の改善・充実(①特別講義の実施, ②学部講義の開放, ③講義科目の整理・充実) 等の諸項目を決議し, 学生部長および教授会に提出した。

戦時体制下に追放された教授たちが大学に復帰し, 法学・経済学部は再建に向かうことになった。1946(昭和21)年, 新憲法が公布され, 翌年「教育基本法」, 「学校教育法」が制定された。周知のように新制大学においては一般教育と専門教育の双方が実施されることになった。東京大学において, 一般教育は旧制第一高等学校と旧制東京高校を母胎とする教養学部が担当し, 専門教育は法学部等専門学部教授団が担当することになった。

戦後8年目を迎える新制大学発足後4年目において, 東京大学法学部のカリキュラムはどのように変化したのであろうか。カリキュラムの規定要因としての大学の目的・性格は大きく変化した。戦前期「学年制」と「科目制」の折衷であった履修方法は, 予習・復習までも制度的に組み込まれた「単位制」に改められた。原理的には講義中心, 暗記中心主義の脱皮が計られた。また従来は法律学科, 政治学科の2学科編成であったが, それが3類(コース)編成に変更された。⁴⁹⁾第1類が私法コース, 第2類が公法コース, 第3類が政治コースとなった。履修科目は必修, 選択必修および選択の3科目に区分され, 授業科目の種類も増加した。学科課程は少なくとも形式上は「学修の自由」の観点からは好ましい方向で改訂されたといえるであろう。しかし講座の種類に関しては, 表2に示されるように, 労働法, 租税法が増設されたに止まり, 大正後期より要望されていた「講座の整理」はほとんどなされたとはいえない。確かに, 同一講座であっても, 担当者が代れば, その講座における学問・教育の質が根本的に変化することはありうる。しかし, 講座編成の原理は帝国憲法下の法学教育のものと本質的には同一であることは認めざるを得ない。帝国憲法下に設置された講座の種類によって規定された学問・教育の枠組を固定したまま国民の基本的人権に立脚した十全なる法学校教育は, 果して可能なのであろうか。このことは恐らく, 戦後の法学教育の課題の一つであったといえるのではないかだろうか。

2 戦前期の医学教育カリキュラムの変遷

2.1 東京医学校, 東京大学医学部のカリキュラム

法学の分野と異なり, 医学の分野ではドイツの方式を採択する方針は明治初期に確定した。明治新政府は, 「医学調御用掛」相良知安および岩佐純の進言と, 政府顧問であり, 開成学校教頭の地位にあったフルベッキ(オランダ系アメリカ人)の助言により, ドイツ医学の採用に踏み切った。⁵⁰⁾したがって, 1869~70(明治2~3)年の政府医学留学生(14名)は全員ドイツへ留学するところとなったのである。⁵¹⁾

また1871(明治4)年来日した陸軍軍医ミュルレル(外科)と海軍軍医ホフマン(内科)らは, たちに大学東校のカリキュラムを根本的に変更し, ドイツ式の医学教育を開始した。⁵²⁾医学教育のみならず, 基礎教育についてもそれらの講義や教材はすべてドイツ語であった。大学東校は東京医学校と改称され, ドイツ人教師の陣容も整備され, ここに明治以降のわが国医学教育の原型が形成された。以下にその概要をみておこう。

東京医学校時代には, 予科3年, 本科は5年課程⁵³⁾であった。つまり, わが國の中等教育制度が未

確立のため、3年間の予備教育課程が設けられていたのである。また、本科の医学専門教育課程においても、数学、物理学、化学、動物学、独乙語、ラテン語等の基礎教育が実施されていた。

明治中期以降、中等教育、大学予備教育制度の発展と共に、上記のような基礎教育は医科大学・医学部のカリキュラムからは姿を消すことになる。したがってここでは、基礎教育を除いた、いわゆる医学専門教育課程について考察することにする。

東京医学校のカリキュラムは外国人教師の異動により若干の変化がみられるが、その概要は次の通りである。医学のカリキュラム⁵⁴⁾を大別すると基礎医学と臨床医学の科目群に大別されていた。当初、内科のホフマンはデニックと共に基礎医学系科目を、ミュルレルが外科を中心として臨床医学系科目を担当した。後年には、カリキュラムも整備され、基礎医学系科目は解剖学、病理学、生理学および薬物(理)学に分れた。後年帝国大学医科大学で内科を担当したベルツは、この時期には生理学および薬物学を担当していたのである。

臨床医学は外科系科目と内科系科目に大別できるが、外科系科目として外科、眼科、徽毒(後年皮膚)科、産科・婦人科等の科目があり、内科系科目としては内科、心臓病、心経病(精神科)等の科目が開設されていた。ミュルレルが外科系科目、ウエルニヒが内科系科目を担当した。産科・婦人科は当初ミュルレルが担当していたが、ウエルニヒの来日により、この科目の担当は変更された。

上にみたように、わが国では臨床医学と区別して基礎医学という概念を用いることが多いが、ドイツには基礎医学(グランド・メディツィンは和製独乙語)ということばはない⁵⁵⁾とされている。19世紀後半のドイツの内科や外科などの臨床医学の研究室は顕微鏡、試験管がならび、基礎医学的研究にも重点がおかれていた⁵⁶⁾という。内科医のホフマンやベルツが基礎医学系科目を担当した背景には、上述のドイツ医学の基礎医学重視論の動向があったことを見逃すわけにはいくまい。

授業科目⁵⁴⁾についていえば、例えば外科の科目は、外科総論(講義)、外科各論(講義)、外科臨床講義、外来患者臨床講義に分かれていた。戦前期および戦後の医学専門教育の講義中心のドイツ医学をモデルとした授業科目構成の原型は、わが国においてはすでに明治初期にほぼ形成されていたといえよう。

授業科目の配列の順次性⁵⁴⁾について以下に述べておこう。本科は修業年限4乃至5学年であり、1学年が冬半(学)期と夏半(学)期の2学期制であった。本科の最初の2年間に学生は数学、物理学、化学、植物学等の基礎教育の他に、基礎医学系科目の一部(解剖学、生理学)を履修し、内科、外科などの講義は初期段階においては総論および臨床講義傍聴があった。上級学年において、内科・外科の各論および臨床講義、外来臨床講義の履修が課せられた。授業科目は基礎から応用、総論から各論へと系統的に配列されていた。そして最終学年において、学修した科目について附属病院において実地経験をさせ、その上で試験が実施され、合格者に医師開業免許状が授与された。

1877(明治10)年、ドイツ方式の東京医学校は、英・米方式の東京開成学校と合併して、東京大学医学部となった。東京大学医学部の教育は英・米モデルへの転換が危惧されたが、現実には「ベルツの日記」⁵⁷⁾に「名称が変った以外には、今までのところ、何もなかった」と記されているように東京医学校のカリキュラムがそのまま継承された。

発足後6,7年目(1883~4年)の東京大学医学部の教授団の構成⁵⁸⁾は次の通りであった。外国人教

師は内科のベルツ、外科のスクリバ等 4 名、日本人の教師は三宅秀(病理学)、田口和美(解剖学)など教授 9 名、助教授 20 名(うち基礎教育担当 4 名)、この他教員(嘱託講師、準講師、準助教授)8 名(うち基礎教育担当 2 名)である。

教授陣が増えたことにより、かつて数名の外国人により、各人が幅広くカバーしていた内科系や外科系の科目群は、各々担当者を定め、多数の教師によって分担されることになった。また新しい科目として、衛生学や裁判医学(後年の法医学)が開設された。また内科から小児科が、外科からは産婦人科、眼科などが独立した科目として開設された⁵⁸⁾。

医学部本科のカリキュラム⁵⁹⁾についていえば、修業年限、学期制、授業科目の配列の原則など東京医学校時代の方式がそのまま継承された。1874(明治 7)年以降、医学校および医学部卒業生は無試験で医師開業免許⁶⁰⁾が与えられた。つまり、卒業後に国家資格試験など受験することなく、医師として開業しうることになった。このことは大学における医学教育の試験制度が以下にみるようにかなり整備されていたことを意味する。

医学科では各学期ごとに、その学期に履修した科目の試験を行ない、成績によって等級を決め、学力に応じた学科課程を準備している。1884(明治 17)年には夏学期末の試験を学年試験として位置づけ、その 1 年間の学業試験とした。試験は口答、筆記の 2 種があった。実地科目については、日常從事の課業を評価して成績評価が行なわれた。卒業試験成績の評点は 1879 年以降甲、乙、丙、丁、及び戊の 5 段階評価であり、解剖学、生理学に関しては乙以上の成績でなければ他の科目的受験は認められない⁶¹⁾。1884 年以降学期及学年試験は 10 点満点の 10 段階評価で平均 6 点以上が合格とされた⁶²⁾。東京大学医学部では不合格者は原級に止まり、当該全科目的履修が課せられた^{62,63)}。また、卒業試験⁶²⁾は最終学年を終えてから 2 月から 6 月の 4 カ月間にわたって、各科目について複数の試験委員によって、学生 4 名ごとに実施された。そのため、実質上の卒業は半年延期ということになっていたのである。

2.2 帝国大学医科大学のカリキュラム

1886(明治 19)年、東京大学医学部は帝国大学医科大学と改称された。医科大学開設時、教授陣は教授 7、助教授 5、外国人教師 3、合計 15 名であった。学科として、解剖学(担当者 3 名)、生理学(1)、薬物学(2)、病理学(1)、衛生学(1)、法医学(1)、内科(3)、皮膚科(1)、外科(3)、眼科(1)、産婦人科(1)の 11 科目が開設されていた。これらの科目は 1893(明治 26)年以降、講座と称されることになった。専攻の明確化と責任の強化を目的として講座制が導入されて⁶⁴⁾以降は、1人の教授が複数の科目を担当することは例外的なものとされた。明治後期には海外留学生の帰国も相続し、1903(明治 36)年以降はすべて日本人教師によって担当されることになった⁶⁵⁾。表 3 に示されるように、1909(明治 42)年には講座は 19 種 32 講座設置されており、医学教育のカリキュラムはほぼ完成したといえよう。

また、世界の医学をリードしていたドイツの基礎医学系部門においては、医化学は生理学講座の一科目にされていたが、わが国では 1890(明治 23)年には医(生)化学講座(科)を独立させ、ドイツの医化学者から羨望の的となつた⁶⁶⁾という。このように明治後期においては、すでに、わが国の医学はドイツ医学から自立しうる状態に達していたのである。

ここで表 3 を参照しながら学科課程について考察しておこう。医科大学医学科では、薬学系講座

表3 医科大学の講座(科目)と履修要件の推移

講 座 名	1909(明治42)年		1926(大正15)年		1940(昭和15)年		1952(昭和27)年	
	講座数	医学科	講座数	医学科	講座数	医学科	講座数	医学科
1 解剖学	3	◎ *1	3	◎ *1	3	◎ *1	3	◎
2 生理学	2	◎ *1	2	◎ *1	2	◎ *1	2	◎
3 医(生)化学	1	◎ *1	1	◎ *1	1	◎ *1	1	◎
4 病理学〔病理解剖学〕	2	◎ *1	2	◎ *1	2	◎ *1	2	◎
5 微生物学	—	—	1	◎ *1	1	◎ *1	1	◎
6 血清(化)学	—	—	1	○	1	○	1	◎
7 薬物(理)学	2	◎ *1	2	◎ *1	2	◎ *1	2	◎
8 内科学	4	◎ *1	3	◎ *1	4	◎ *1	4	◎
9 内科物理療法学	—	—	1	○	1	○	1	◎
10 放射線医学	—	—	—	—	1	—	1	◎
11 産科学、婦人科学	1	◎ *1	2	◎ *1,2	2	◎ *1,2	2	◎
12 小児科学	1	◎(*2)	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
13 精神病学	1	◎(*2)	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
14 外科学	3	◎ *1	3	◎ *1	3	◎ *1	3	◎
15 整形外科学	1	◎	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
16 眼科学	1	◎ *1	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
17 皮膚病学〔微生物学〕〔皮膚科学〕	1	◎(*2)	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
18 泌尿器科学	—	—	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
19 耳鼻咽喉科学	1	◎(*2)	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
20 歯科学	1	◎	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
21 麻醉学	—	—	—	—	—	—	1	—
22 衛生学	2	◎(*2)	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
23 公衆衛生学	—	—	—	—	—	—	1	◎
24 栄養学	—	—	—	—	—	—	1	—
25 法医学	1	◎(*2)	1	◎ *2	1	◎ *2	1	◎
26 薬学	3	—	3	—	3	—	3	—
27 薬品製造学	1	—	1	—	1	—	1	—
28 臓器薬品化学	—	—	—	—	1	—	1	—
29 薬品分析学	—	—	—	—	—	—	1	—
30 製剤学	—	—	—	—	—	—	1	—
合 計	32		35		38		43	

資料:『東京帝国大学一覧』(各年度版)および『東京大学一覧 - 昭和18年~28年』より作成。

[注1] ◎ 試験科目(必修科目)。○ 非試験科目。

*1 1種試験科目。*2 2種試験科目。(*)2種試験科目但し3科目受験。

[注2] 1) 医化学講座は1927年生化学講座と改称。 4) 皮膚病学・微生物学講座は1921年皮膚・泌尿器科学

2) 病理学・病理解剖講座は1934年病理学講座と改称。 講座と改称され、1926年泌尿器科学講座が独立。

3) 薬物学講座は1927年薬理学講座と改称。 5) 微生物学講座は戦後1955年細菌学講座と改称。

(薬学, 薬品製造学)を除く, 基礎医学系講座(解剖学, 生理学, 医化学, 薬物学, 衛生学), 臨床医学系講座(内科および内科系講座, 外科および外科系講座)合計29講座の開設する科目のすべてが必修科目とされていたことがわかる。これは東京医学校以来の伝統である。

明治10年代においては東京大学の各学部とも, 科目履修の方法については「学年制」を採用して⁶⁸⁾おり, 医学部に限らず, 各学部は当該学部の開設する授業科目のほとんどすべてを必修科目とみなし, 学生の「学修の自由」等への配慮はほとんどみられなかった。しかし明治30年代には前章の法科大学をはじめ, 他の分科大学では授業科目を必修科目, 選択科目に区分し, 学生の教育負担の軽減を計る傾向が出てきた。文科大学ではドイツ大学の例にならない, 他の分科大学に先がけて, 1904(明治37)年には科目の履修方法については「学年制」を廃止し, 「学修の自由」尊重の立場から「単位制」に切り換えている。⁶⁹⁾

この点, 医学教育の場合にはすべてが必修科目であり, 選択科目という概念を用いないのは, 学生が将来, 内科とか耳鼻咽喉科とか特定専門領域の医師になるとしても, 医学教育においては人間にに関する医学全般に関する知識・技術の学修が不可欠であるとする原則がその背景に存在していたからだと思われる。そのため医学生の履修すべき科目数は学科・講座数の増加に比例して増加した。1883(明治16)年に33科目(うち実習系科目5)⁷⁰⁾であったのが, 1908(明治41)年には56科目(うち実習系科目15)⁷¹⁾に増加している。25年間に授業科目数は1.7倍の増加である。

ただ, 医学教育の場合, 必修科目とされていても試験科目から除外されている科目がある。例えば表3にみられるように, 1909(明治42)年には, 整形外科および歯科は試験科目から除外されている。だが昭和戦前期には同表にみられるように, これらの科目も他の科目と同様に試験科目とされた。

ところが明治期のみならず, 大正・昭和期を通して試験科目扱いされていない科目として医学史, 医学通論がある。医(学)史の科目は医学部時代から設置されている。また医学通論は医科大学発足の翌年に開設された。⁷²⁾これらの科目はヨーロッパの医学教育に範をとったものである。医学通論は医学エンチクロペディーの訳であり, ドイツの医科大学では18世紀ごろから登場している科目である。⁷³⁾これは主に医史学者が担当し, オリエンテーションのための講義である。⁷³⁾今日の医学概論に相当するものといってよい。

しかし, 医学史や医学通論は担当講座が設置されているわけではないので, 基礎系講座の教授(例えば病理学の三宅秀⁷³⁾)が兼担したり, 他の分科大学教授に委嘱するなどして実施された。医科大学におけるように, 専門課程において一般教養的科目を開設しようとする動向は, 理学・工学系分野にはほとんどみられない。その意味でも医科大学の医学史・医学通論の導入は注目されるところである。このことは, モデルとされたヨーロッパの大学において, 理・工学分野に比べて, 医学分野の大学の歴史が長く,かつ伝統ある歴史を背景に有していることと無縁ではなかろう。

医学史, 医学通論に類する科目では, 昭和戦前期に開設された大阪帝国大学医学部の澤鴻久敬の「医学概論」⁷⁴⁾が有名である。この科目は「医学の哲学」というべきものであり, 戦後多くの医学部に導入された。⁷⁵⁾大阪帝国大学の「医学概論」は必修科目とされたが, 講座としては制度化されず, しかも試験科目ではなかった。今日においても, 「医学概論」に類する科目を開設している大学で, それを必修科目扱いをしている場合はみられるが, 担当講座はない。⁷⁶⁾またこの科目に試験を課さないケ

ースも少なくない。⁷⁷⁾このことは、医学教育関係者の間では明治期以降、一般教養的科目については専門的知識・技能の修得の場合と異なり、学習者の自主性に委ねるという習慣があるのであろう。同時に、慶應義塾大学など私立大学に比して、多くの帝国大学では「医学の哲学」^{76,78)}に関する科目を講座として制度化するだけのエネルギーが乏しかったことも否定できないと思われる。

次に試験方法について考察しておきたい。医科大学では、旧制中学や高等学校と同様に各学年末に進級のための学年試験があった。それに加えて、最終段階で、全学年で学修した主要科目について半年間にわたって卒業試験を実施した。この試験方法は学生に過重な負担を課すという理由から1903(明治36)年に、次の方法に改められた。⁷⁹⁾

学年試験と卒業試験の区別を廃し、試験を1期、2期に分けた。第1期の試験科目は解剖学、生理学、医化学、薬物学、病理総論の5科目として、2学年末に実施する。第2期の試験科目は第1種5科目(病理解剖学、内科学、外科学、産科学、眼科学)と第2種6科目(第1部類が衛生学、法医学、精神病学の3科目、第2部類は小児科学、皮膚病学・黴毒学、耳鼻咽喉科学の3科目)に区分され、4学年末に実施された。この場合、第2期試験については、くじ引きにより、各部類(3科目)よりそれぞれ1科目を定めて、この2科目について試験を実施した。試験の評価は点数制であり、100点満点で平均点60点以上が合格とされた。ただ1科目でも50点未満のものがあれば不合格とされ、次年度に、従来のように当該全科目についてではなく、不合格科目だけについての受験が課せられた。

以上みてきたように、明治中期以降、医科大学の講座数は拡大し、カリキュラムも整備された。

他方、1899(明治32)年、京都帝国大学に医科大学が設置された。この創設準備にあたったのは東京帝国大学医科大学助教授坪井次郎(衛生学)であり、彼が初代医科大学長に就任した。⁸⁰⁾また1910(明治43)年、九州帝国大学医科大学が発足した。これは京都帝国大学福岡医科大学を母胎として設置されたものである。明治後期に発足したこれらの医科大学の講座編成やカリキュラムは、その大学の設立経過からも推測されるように、東京帝国大学医科大学の方式と基本的には同一であった。ただ第1次大戦後に創設された東北帝大医科大学は事情が異なっていた。他の帝国大学の場合と異なり、東北帝国大学医学部の教官は、留学先をドイツではなく、アメリカ、イギリス等を選ぶことになった。こうした背景もあって、ここの医学教育のカリキュラムの中には戦後のインターンに相当する「臨床実習期」が最終学年に設けられるなど他の医科大学にみられない試みがなされていた。⁸¹⁾

1896(明治29)年以降、眼科、小児科、外科、婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、内科、消化器病科、衛生学、病理学など、主として各講座に対応して細分化した専門学会が続々と発足した。⁸²⁾歴史家⁸³⁾が述べているように、講座制は教授たちに「一科専攻」に専心せしめ、「精致ナル」「講義」を実施すべく財政的保障を与えた制度である。講座担当の教授は、それによって局限された専攻領域の学問について「学生ニ教授」し、「学生ノ研究ノ指導」をすることが職務⁸⁴⁾とされた。講座制を設置した政策主体者の意図からすれば、教授たちは、他の専攻領域に手を広げることを禁欲し、講座に局限された専攻領域の学問を深化させ、それを「教授」「研究指導」することが最も期待されたことであった。

したがって、医科大学の教授たちが講座とそれに対応して細分化した専門学会、という局限された枠組の中で、狭い専攻領域の学問・教育に関心を集中したのは、明治期の政策主体者からみれば不都合なことではなかった。確かに、局限された領域での学問は深化し、明治期においても、わが国から

は基礎医学の分野では世界的水準の研究業績（北里柴三郎の血清療法、志賀潔の赤痢菌発見等）が出た。

しかし、細分化した講座とそれに対応する専門学会の枠組を基盤に形成された専門主義は、社会的条件に規定される医療問題に対しては言うまでもなく、個人の疾病的治療にも限界をもつものである。明治後期にベルツは日本の医学の専門主義の傾向を鋭く批判している⁸⁵⁾明治末期以降、一部の教授や卒業生から、医科大学は研究至上主義であり、診療や教育が二義的となり、臨床実習は軽視され、実際に運用する能力の育成に欠陥がみられる⁸⁶⁾と批判されていた。

2.3 東京帝国大学医学部のカリキュラム

(1) 大正期のカリキュラム改革

1919(大正8)年の「帝国大学令改正」に基づいて公布された勅令「帝国大学及其ノ学部種類」により、医科大学は医学部と改称された。「分科大学制」から「学部制」への変更は、『東京大学五十年史下冊』に記されているように、単なる名称変更でなく、そこに総合制指向の大学観が強く作用していたとすれば、そのことが医学部のカリキュラムにどのような影響を与えたのかは関心のもたれるところである。しかしここでは、それに先立ち、大正デモクラシーの医学へのインパクトについて論じることからはじめたい。

大正デモクラシーの昂揚は、自由主義思潮の隆盛、社会主義的思想の抬頭と結びついたものである。こうした社会的思潮の変化は医学部の学問のあり方にも、次のような変化をもたらしつつあった。

多くの講座の学問・教育が専門主義的傾向を強めていたことは前節でのべたが、衛生学、法医学および精神医学の講座では、講座制の枠組が比較的に自由であり、明治後期以降、社会との関連を視野に入れた研究活動を行なってきた。特に大正デモクラシー期においては「社会医学」を創出しようとする気運が高まっている。例えば、今日の日本法医学会の前身、国政医学会(明治20年発足)⁸²⁾は、機関誌『国家医学雑誌』を刊行してきたが、1923(大正12)年、社会医学会と名称⁸²⁾を改め、機関誌名も『社会医学雑誌』と改称した⁸⁷⁾。

「社会医学」という概念は、フランス革命における進歩的な医師たちの「医学の対象を直接個体的な疾病現象におかず、社会大衆の中にある疾病にみること、社会大衆の健康水準の向上こそ一義的なもの」⁸⁷⁾とみる立場の新しい医学である。フランスにおける革命後の社会体制の国家主義化の時代や、ドイツにおけるビスマルクの絶対主義時代には、「社会医学」は成長しえなかった。しかし資本主義の発展と共に、社会現象としての疾病的解決は国家の政策課題として採択せざるを得ない問題となつた。こうした上からと下からの期待を担う「社会医学」はドイツでは「社会衛生学」と呼ばれており⁸⁷⁾、わが国においても上述の国政医学会の変遷にみられる動きが生じたのである。

東京帝国大学医学部教授会は1924(大正13)年、社会衛生学講座の設置を可決し、文部大臣に設置趣旨書を提出した。しかし、社会衛生学講座は戦前期を通して認可されていない⁸⁷⁾やっと戦後に至って、公衆衛生学講座(昭和24年)が設置された。また国民の健康維持の重要性、つまり健康医学重視の一環として、栄養学講座⁸⁸⁾が設置されたのも戦後のことである。医学部学生を中心とした「社会医学」的活動としてのセツルメント運動⁸⁹⁾が震災を契機に発展したことの意味も小さくはない。しかし

戦時にセツルメント運動は、「治安維持法」の取締対象とされ解散した。各大学において学生を中心とした社会医学研究会やセツルメント部の再開⁸⁹⁾は、戦後まで待たねばならなかった。

医科大学から医学部への改称を一つの契機として医学教育のカリキュラムは大幅な変更が行なわれた。その変更の要点は以下の5点に整理されよう。学科課程に関しては⁹⁰⁾①従来の学年制を廃止し、科目試験制に改めた。また、②医学科では従来4学年修了後、更に約半年の卒業試験期を置いていたのを、4学年をもって卒業しうることにした。履修方法に関して⁹¹⁾は、③学修の自由を尊重する目的により、必修学科を一定数に制限し、それ以外の学科を任意に選択聽講できることとされ、④実地演習を従来より一層重視することになった。試験の評価に関しては、⑤従来の点数制を廃止し、優・良・可・不可の4段階の「概評制」⁹²⁾が採用された。医科大学カリキュラムの改善への対応は、他の分科大学に比べて最も早く、医学部への改称と同時期に新しいカリキュラムによる教育を開始したのである。こうした背景には前節でのべた明治後期以降の医学教育に対する内外からの批判が大きく作用していたことをまず挙げなければなるまい。また臨時教育会議の答申の中に、前章(1・3)で論じたように、「希望事項」³⁷⁾として大学教育方法の改善に関する提言が含まれており、その影響も看過しえないものと考えられる。

以下に大正期における学科課程等⁹¹⁾について考察する。

必修学科は解剖学、生理学など基礎系講座の8学科と内科、外科など臨床系講座の11学科から成っている。各学科毎に試験科目とそれを学修するに必要な最短学期数が規定された。例えば、解剖学講座の開設する必修科目(履修要件としての最短学期数)は、系統解剖学(3学期)、解剖学実習(2学期)、組織学(1学期)、組織学実習(1学期)。基礎系学科の場合には一般に科目種類も多く、講義、実習ともに必修科目とされる傾向がみられる。これに対して、臨床系学科の場合には、例えば、外科では外科臨床講義(5学期)、内科では内科臨床講義(5学期)のみが必修科目とされているに過ぎない。ただ臨床系科目の試験においては、学説試験の外に実地試験が課せられており、明治後期以降重視されるべきことが指摘されていた臨床実習についての学習効果を評価の対象として加えていたことは記しておく必要があるだろう。

これらの必修学科は試験科目⁹⁰⁾として2種に分けられた。第1種科目は基礎系科目を中心に構成され、他に臨床系では内科、外科、産科の3科を加えて合計9科目であった。第2種科目は婦人科学、眼科学など臨床系各論的科目と基礎系科目のうち社会医学系科目としての衛生学、法医学の2科目を加えて合計10科目によって構成された。

学生たちは各科目の各授業科目を適宜選択しながら履修する。しかし、第1種科目のうち解剖学、生理学、医化学、病理学など基礎系学科6科目の試験に合格しなければ、その他の第1種科目および第2種科目の試験を受けられないこととされた。各科目の試験は従来のように1種、2種科目ごとにそれぞれまとめて実施する方式は廃止され、それに代って各科目毎に毎学期の終りに試験が実施されることになった。各科目の試験は、その科目の「学修証明」が必要とされた。また、4学年以上存学し、試験科目(必修科目)全部に合格した者は卒業者とされた。卒業者は従来通り、医師としての開業資格を卒業証書と同時に手に入れることができたことは言うまでもない。

以上にみてきたように、学生の履修すべき学科課程の骨格は試験方法等の指定を通して作られ、そ

の細部については学生の希望に応じて編成しうるよう配慮されていたということになる。それと同時に、医師開業資格の獲得が容易になったといえるであろう。確かに、医学教育のカリキュラムは、少なくとも学科及試験規程からみる限り、かなり大幅な改正がなされた。この改正は学生の「学修の自由」の尊重を基調としたものであり、法学部をはじめ他学部のカリキュラム改正と軌を一にしたものであったといってよい。「分科大学制」から「学部制」への転換期に、総合性重視を指向する帝国大学にふさわしい教育改革が実施されていたとみることができよう。表3に大正期から昭和期にかけての講座編成と学科の履修要件を示しているが、これからも推測されるように、1919(大正8)年に改革されたカリキュラムは、その後基本的な変更はされることなく、昭和戦前期を通して、そのまま実施された。

今日私立大学医学部の中で重要な位置を占める慶應義塾大学医学部⁹³⁾が開設されたのは1920(大正9)のことである。その創設準備に当たったのは、東京大学医学部出身で、ドイツ留学中、コッホに細菌学を学び、世界的業績を挙げ、伝染病研究所長として活躍していた北里柴三郎であった。彼が初代医学部長に就任し、39名の教授陣で出発した。教授陣の構成は東京帝大系20名、京都帝大系8名、九州帝大系3名、医專・高校医学部系8名であった。ここでは各学科は講座制ではなく、教室制がとられた。教室の種類は東京帝大医学部の講座の種類に対応するものであった。医学部本科の学科課程は東京帝人のものとほとんど同一であった。各帝国大学医学部のみならず、私立大学医学部もドイツ医学を範とした東京帝国大学医学部とほぼ同一のカリキュラムが実施されるところとなった。

(2) 昭和戦前期のカリキュラムの評価

大正中期のカリキュラム改革を経た、昭和戦前・戦時期の多くの大学における医学教育(前掲表3参照)は関係者によってどのように評価されていたのであろうか。

後年(1940~43年)文相となった東京帝国大学医学部の橋田邦彦(生理学)をはじめ、医学界の実力者によって構成された医育刷新委員会(後年、文部省諮問機関医育刷新協議会へ発展)は1938(昭和13)年より活動をはじめ、2年後の1940年に「医育刷新基本案」⁹⁴⁾を公表した。

同案では、大学における「医育」の欠陥を次の5点に要約している。①「医育」は医学・医術・医道の三者帰一を体得すべきであるが、医育の本質ともいべき医道(「医の哲学」)を閑却にしている。②医学学修者は医学に関して「入門的概括的な手引」を受けることなく、唐突に高級なる系統的専門知識が注入され、「基礎的把握」が不充分である。③現在の医育において、専門学者により、「専門的知識が別々に教授され、それらが有機的関連において総合的に教授されていない」。④医学の各分野(基礎医学、臨床医学、国家(社会)医学)のそれぞれに専門家を必要とするが、異なる専門志望者に対して同一のコースを履修せしめ、「徒らに雑然たる智識の持主」を養成するに止っている。⑤医学学修は、「その根底に於て生命ー人生ー世界の把握を必須」とするが、今日の医育においては「教養は学修者自ら為すところに委ねられ」ており、人生観・世界観を鍛磨するべき機会と方法を与えていない。

戦前期の医学教育は、「医育」という観点からみたときに、「医育の本質が欠如」しているとする上記「医育刷新基本案」の指摘の意味するところは歴史的にも重要であろう。

(3) 戦後期のカリキュラム

戦後、東京帝国大学医学部は新制東京大学に移行した。1949(昭和24)年のことである。戦争末期に開設された航空医学兵器医学講座(2講座)は1946(昭和21)年に廃止された。⁹⁵⁾それに代って、大正期以降、内外から要請のあった「社会医学」の系譜をひく公衆衛生学講座が1948(昭和23)年に、栄養学講座が1952(昭和27)年に開設された。特に戦後医学教育のカリキュラムで最も大きな変革といべきものは、医学部卒業後に1年間の実地修練(インターン)を行ない、その後、医師国家試験を受験させ、合格者に対して医師免許を与えることになったことである。これはアメリカの医学教育をモデルとしたものである。また、それは、ドイツ医学を範とした、従来の旧制医学部における研究至上主義、実地訓練軽視の傾向や医師資格試験免除の法制化等にみられる「貴族主義と学閥重視の弊風」を「一掃」することを指向したものとされている。⁹⁶⁾日本と同様に19世紀後半期にドイツ医学を攝取したアメリカの医学界が、20世紀初頭以降世界の指導的位置を占めるに至ったこと、しかもドイツ、日本とは異なった独自の医学教育・医学研究体制を確立していたことは、⁹⁷⁾学術文化の受容の問題との関連でも関心のもたれるところである。

新制医学部専門課程の修業年限は4年とされ、学期は他学部と同様2学期制に改められた。講座の種類は、社会医学系講座の新設以外に、表3にみられるように戦前期と比べて大きな変化はない。従来、1種・2種と区分されていた試験科目は一本化され、開設したばかりの栄養学講座を除く、その他の講座の開設する科目はすべて試験科目(必修科目)となった。科目履修の方法は「科目試験制」と「学年制」の折衷的なものとなった。また試験成績の評価は4段階の「概評制」から「点数制」に復した。戦後の大学医学教育は卒業後のインターン実施や卒業試験が国家試験に移行した点など見るべきものもあるが、上述のように「医学部規則」から見るかぎり、学科課程や試験方法などは明治後期の医科大学と類似のカリキュラムである。

しかし、『東京大学医学部百年史』には、医学部の入学定員は130名から一挙に80名に減員し、「講演型講義」を減らし、ベッドサイド教育を重視することになったと記されている。だが、新制大学発足期以降、東京大学医学部の教授団が、戦前期に陽の当たらなかった「社会医学」を積極的に発展させることや、戦時期に公表された「医育刷新基本案」の積極的部分を生かすこと、さらにアメリカ医学の積極的部分を医学教育の内面において浸透させることなどを、戦後の医学教育改革の課題として受けとめようとする「方向性」を有していたのかどうかについては、上記文献では明らかでない。

3 法学・医学教育カリキュラムの比較 — 結びに代えて

本論のテーマの一つであった、国家・社会の政策・価値観等の変化と法学・医学のカリキュラムの変化との関連について、前2章で個別的に論じたものをここで整理しておくことにしよう。

大学教育の出発期および変革期におけるカリキュラム規定要因の一つは、どの国の学問・教育の方法をモデルとするかということがある。モデル選択の問題は国家・社会の政策等と無関係ではない。医学の場合は明治初期に、世界の医学界において指導的位置を獲得しつつあったドイツ医学⁹⁷⁾に着目したことと、明治10年代以降の政策担当者のドイツの国家主義体制への関心が一致したこともある。

ドイツ医学をモデルにした医学教育の原型は、早くも東京医学校時代には形成され、明治後期には基礎医学の分野では世界的水準に達した。これに対して、法学の分野では、明治初期から明治10年代以降の期間において政府のモデル国家が、フランスからドイツへと転換したこと、文部省管轄の東京開成学校、東京大学はむしろ英・米法学重視の傾向があったことなどの、錯綜した状況があった。そのため戦前期の法学教育のカリキュラムがほぼ確定するのは、帝国大学法科大学の成立まで待たねばならなかった。

他方、「明治14年の政変」以後、僅か6年で、帝国大学法科大学の中にドイツ法学の基礎が形成されたことは政策主体者の積極的な役割もさることながら、国家的要請への帝国大学の対応のあり方の問題として関心がもたれるところである。

また前章でのべたようにドイツの医学者ベルツの帝国大学医科大学・医学部の研究至上主義、専門主義批判があり、日本と同時期にドイツ医学を摂取したアメリカ大学における医療重視の医学教育の状況を思えば、医学分野におけるわが国のドイツ・モデルの受容の仕方については、問題点があることは否定しがたい。しかしこれは医学分野に固有の問題というよりも、わが国大学の諸外国の学術・文化の受容の問題点の一面を反映していると解すべきであろう。

1918（大正7）年の「大学令」に基づき新設された多くの大学とともに帝国大学は、「國家ノ須要ニ応スル」機関としてのみならず、「人格ノ陶冶及國家思想ニ涵養ニ留意スヘキ」ことが明記された。この後段の「德育」に関する国家の要請は、大学の正規のカリキュラムには注目されるべき変化をもたらしてはいない。周知のように明治期以降エリートの育成は帝国大学とその予備教育機関である高等（中）学校の一貫した教育システムのもとでなされてきており、「国家思想ノ涵養」に結びつく「德育」の機能は、高等（中）学校がそれを担ってきた⁹⁸という歴史的慣行が、そこに作用していたからであろう。だが昭和期には、以下にのべるように、新しい事態を迎えることになった。

1935（昭和10）年に発足した文部大臣の諮問機関、教学刷新評議会は答申⁹⁹を行ない、大学については「國体ノ本義」を体した学問精神に基づいて運営することを求めた。なお大学では、かかる精神に基づき、学部・学科・講座・学科目の改廃をすることが要請され、昭和初期、文学部には、神道、日本思想史の2講座が開設された。さらに、教授選任の際に「全体的思想傾向」に留意すること、訓育については自由主義・功利主義を排し、「日本人としての自覺的修練」を重視することなどが要請されたのであった。この教学刷新評議会の答申は、法学・医学の講座（科目）構成や学科課程には直接的なインパクトを与えていない。だが、それが後年、自由主義的あるいは社会主義的・思想傾向の教授たちを大学から追放する際に、一定の役割を果したことは否定しがたい。その意味では、教学刷新評議会答申は特に法学・経済学など社会科学分野のカリキュラムを内面から変質させる役割を果したといえるであろう。しかし、こうした戦時体制下においても、戦後、ノーベル賞受賞の対象となった湯川秀樹、朝永振一郎の自然科学分野の研究のみならず、文学・社会科学分野においても古島敏雄（農業経済学）、戸田貞三（社会学）をはじめ出隆（哲学）、戒能通孝（法学）などの独創的研究がなされた¹⁰⁰ことを記しておくことが必要であろう。こうした「認識合理性」¹⁰⁰を発展させた研究の推進が、戦時下において実施したのは、講座制を基盤とした「教授会自治」の成立と無縁ではない。また旧制大学における「学問の自由」が極めて制約されたものであることは周知の通りであるが、戦後日本の再建

や新制大学の建設を推進することになった、戦時に大学を追放された人々をはじめ、自由主義、社会主義的立場の人材が、国家主義的な旧制大学の中で養成されたという歴史的事実は重要である。この歴史的教訓をカリキュラム論としてとらえるならば、カリキュラム自体を新しい時代の価値観形成に結びつく方向で検討することの重要性が指摘できる。それと同時にカリキュラムを規定する大学の目的、大学教育の目標を「誰が」「どの方向で」設定するのかが重要な課題だといえよう。

1945(昭和20)年の敗戦を契機として、国家・社会の政策・価値観は大きく変化した。ところが、戦後の大学においては、戦前の反省や教授陣の異動等を通して、カリキュラムの内面的変化が進行しつつあったといえよう。だが、「教育基本法」「学校教育法」に基づいて設置された新制大学の、カリキュラムの編成を支える学問・教育の枠組としての講座構成は、それを支える価値観が根本的に変化した法学分野の場合でさえも明治後期のものと基本的に同一であり、本質的には変更されなかった。このことを戦後期において関係者はどのように受けとめ、その後この課題にどのように対応してきたのかについては、関心のもたれるところである。

カリキュラムの構成要素の中でも試験制度の占める役割は小さくはない。試験つまり教育の評価のあり方が教育内容や教育水準を決定するといつても過言ではない。ここでは、法学・医学教育の試験制度の変遷に着目しながら、その変化の背景を整理しておこう。

帝国大学成立期に試験制度は全学的に統一され、総合性が重視される方向にあった。だが1893(明治26)年、法科大学が「科目制」を導入し、独自の試験規程を制定した。他の分科大学の中にも、これに呼応する動きがあり、全学統一的な試験制度は崩壊した。こうした動向が、井上文政期の講座制導入の時期と符合していることは興味深い。これは、「一科専攻」に専心させることを⁸³⁾本旨とした講座制の原理と総合性という原理が両立しがたい側面があることと無関係ではあるまい。しかし、帝国大学成立期の試験制度は「学年制」と結合した19世紀初期の英米大学方式であった。これに対して、1893(明治26)年以降の試験制度はドイツ型の「修学の自由」を配慮した「科目制」と連動していたのである。そこには帝国大学のドイツの学術・文化への傾斜的一面が反映しているとみてよい。また試験制度の一環であり、学間に立脚した教育カリキュラムにおいては自己学習あるいは研究プロジェクトとしての卒業論文制度は重要である。文科・理科および工科大学は戦前期を通して、卒業論文制度を重視したが、マスプロの法科大学では早くからこの制度を廃止した。また医学分野では臨床実習の重要性は指摘されていたが、卒業論文制度についてはほとんど関心がもたれたことはない。これらの事実は、帝国大学においてさえも、社会の要請に呼応したマスプロ教育の学部や職業教育的性格のつよい学部では、学間に立脚したいわば研究方法を学ぼせる教育は当初からほとんど実施されてこなかつたという可能性を示唆している。

大正中期の「分科大学制」から「学年制」に移行した時期に上述の試験制度・方法の他に、学科課程等が大きく変化したことは前2章で見た通りである。こうしたカリキュラム改革の要因として、臨時教育会議答申の影響も否定しがたい。だが法学分野では、明治後期における京都帝大のカリキュラムの動向や大正デモクラシーによる自由主義思潮の昂揚と欧米大学のカリキュラム改革に関する情報等のインパクトなども重要な要因であろう。医学分野では明治後期以降、内外から医学教育に対する批判が強まりつつあったことや、第1次大戦以降ドイツ医学の凋落とアメリカ医学の興隆の動向があっ

たこともその要因のなかに加える必要があろう。

戦前期の法学・医学教育カリキュラムそれ自体の問題点は、前2章でそれぞれ論じたが、そうした問題が派生した背景には、学問研究の深化に寄与した講座制が、他方において、教育面のみならず、研究面においてもその弱点を露呈していたという事態があった。例えば、明治期の政策主体者は「一科専攻」、「専攻責任の明確化」を講座制に期待したが、大正期以降、講座の細分化への批判が政策主体者側からも表明されるに至っていたのである。

つまり、講座制のメリットを生かし、デメリットを解決すべき方策の検討は、カリキュラム改革の観点からも極めて重要な課題だという認識はすでに大正デモクラシー期に形成されつつあった。だが、この課題に応える試みは、昭和戦前期においては勿論のこと、戦後の新制大学出発期において、法体系が根本的に転換した法学の分野においてさえ実施されていない。

小論は「まえがき」で述べたように、近年の、日本の大学史および大学教育史の研究成果を筆者の観点から学ぶ過程での一つの習作である。読者諸氏から御教示がいただければ幸いである。

参考文献および注

本論稿全般にわたって参照した主要文献をまず挙げておく。

(I) 主要参照文献

1. 国立教育研究所編『日本近代百年史』（以下『百年史』と略す）第3～第5巻、(1974年)、第2～第7編、各編第3章高等教育、特に第1節（執筆者寺崎昌男）、第3節（執筆者麻生誠）は大学教育の歴史を扱っており、参照したところが多い。
2. 東京帝国大学編『東京帝国大学五十年史』（以下『五十年史』と略す）上冊および下冊(1932年)。
3. 大久保利謙『日本の大学』（創元社、1943年）。
4. 中山茂『帝国大学の誕生』（中央公論社、1978年）。
5. 東京大学医学部百年史編集委員会編『東京大学医学部百年史』（以下『医学部百年史』と略す）（東京大学出版会、1967年）。
6. 日本科学史学会編『日本科学技術史大系』（以下『科技史大系』とする）24巻（医学1）、（第一法規出版、1965年）、25巻（医学2）(1967年)。

以下に各章各節において参照した文献等を記す。

(II) 参考文献および注

- 1) 「学制」(1872年)第38章。
- 2) 『百年史』第3巻、pp.783～789、『五十年史』上冊 pp.117～353 参照。
- 3) 『五十年史』上冊 pp.322～325。
- 4) 『五十年史』上冊 pp.588～594、pp.675～684、pp.714～721。
- 5) 『五十年史』上冊 pp.568～587、各年度学科課程参照。
- 6) 『五十年史』上冊 p.586。
- 7) 梅溪昇『お雇い外国人－政治・法制』（鹿島研究所出版会、1971年）第2～4章参照。
- 8) 同書 p.144。
- 9) 『百年史』第3巻 p.1175。
- 10) 『日本の大学』p.306、『帝国大学史の誕生』p.58。
- 11) 『百年史』第3巻 p.1176。
- 12) 『五十年史』上冊 pp.1117～1119。

- 13) 『日本の大学』 pp. 304～305, 『百年史』第4巻 p. 409。
- 14) 『五十年史』上冊 pp. 1121～1124。
- 15) 同書 pp. 1129～34, また、こうした教育方針の変化は、「教授方法の日本の実際に適応する人物を養成するに着目すべき」ことを主張した文相森有礼の帝国大学における演説(『日本の大学』 pp. 321～322)に呼応したものであった。
- 16) 『帝国大学史の誕生』 p. 51, pp. 62～64。
- 17) 『五十年史』上冊, p. 313, pp. 558～561(試験) pp. 568～587(学科課程)参照。
- 18) 同書 pp. 1136～1139, 『五十年史』下冊 p. 147。
- 19) 『五十年史』下冊 p. 160。
- 20) 『百年史』第4巻 p. 484。
- 21) 同書 p. 507。
- 22) 同書 p. 409。
- 23) 『五十年史』上冊 pp. 551～566。
- 24) 同書 pp. 1003～1016。
- 25) 『五十年史』下冊 pp. 142～147。
- 26) 同書 pp. 87～116。
- 27) 京都帝国大学編『京都帝国大学史』(1943年) pp. 87～96。
- 28) 高根義人『大学制度管見』(1902年), 同書は寺崎昌男「明治政府と日本の大学」梅根悟監修『世界教育史大系』26巻大学史Ⅱ(講談社1973年)第5章6節において、明治期最初の体系的大学論であり、ドイツ大学教育のすぐれた紹介と評されている。
- 29) 「帝国大学令」(改正1919年)第1条。
- 30) 『五十年史』下冊 pp. 600～634。
- 31) 「高等学校規則」(1919年文部省令第8号)第24条(学年・学期)。
- 32) 「中学校令施行規則」(1891年文部省令第3号)第16条(学年)。
- 33) 寺崎昌男「大正デモクラシー以後の日本の大学」前掲書『世界教育史大系』, 第6章第4節 p. 364。
- 34) 『五十年史』下冊 pp. 684～688。
- 35) 同書 p. 696。
- 36) 「法学部規則」(1920年)および「経済学部規程」(1919年)の第24条(無試験入学規定)参照。
- 37) 教育史編纂会編『明治以降制度発達史』第5巻(1939年)および海後宗臣編『臨時教育会議の研究』(東京大学出版会, 1960年)に全文掲載されている。
- 38) 『明治以降制度発達史』第5巻 p. 466 および『百年史』第5巻 p. 321。
- 39) 成瀬仁蔵はハーバード大学(選択科目制)を紹介(『百年史』第5巻 p. 321)。エリオット学長のハーバード改革については、潮木守一『大学と社会』(教育学大全集6)(第1法規出版, 1982年)第4章, および清水畏三「大学教育とカリキュラム」『大学研究ノート』M50(1981)など参照。
- 40) 東北大学編『東北大学五十年史』上巻(1960年) pp. 188～191, pp. 201～203, 『百年史』第5巻 pp. 440～441。
- 41) 『明治以降制度発達史』第5巻 p. 447。
- 42) 『東京帝国大学一覧』(昭和15年度) p. 175～186。
- 43) 『五十年史』下冊 pp. 710～715。
- 44) 畑中和夫「法学教育の改革—その基本方向の追求」『講座日本の大学改革』第3巻(青木書店, 1982) pp. 109～129 および『科技史大系』第25巻 p. 84。
- 45) 『百年史』第5巻 pp. 342～345, pp. 514～517 および pp. 1284～1287, 『資料戦後学生運動』1巻1945～1949(三一書房, 1968) pp. 16～17。
- 46) 瓜生忠夫「戦時下の大学」「ばれるが」一復初文庫特集号6(評論社, 1970年) p. 3。
- 47) 高野岩三郎「学内清掃の断行を望む—東京帝大の刷新再建の方向—」寺崎昌男編『戦後の大学論』(評論社,

1970 年) 所収。

- 48) 前掲『資料戦後学生運動』1巻 p.42。
- 49) 『東京大学一覧』昭和18~27年(1953年) pp.141~144, pp.149~159。
- 50) 『医学部百年史』pp.104~107, 『五十年史』上冊 pp.375~379, および『科技史大系』第24巻 pp.131~133。
- 51) 小川鼎三『医学の歴史』(中央公論社 1964年) p.175, 『五十年史』上冊 pp.382~383。
- 52) 『医学の歴史』pp.176~177。
- 53) 『五十年史』上冊 p.389。
- 54) 同書 pp.393~406。
- 55) 中川米造『医療的認識の探究』(医療図書出版社, 1975年)。
- 56) 中川米造『医学の弁明』(誠信書房, 1965年) p.149。
- 57) トク・ベルツ編『ベルツの日記』(菅沼竜太郎訳)上巻(岩波文庫, 1979年) p.68。
- 58) 『五十年史』上冊 pp.836~838。
- 59) 同書 pp.808~810。
- 60) 同書 pp.801~802。
- 61) 同書 pp.804~810。
- 62) 同書 pp.770~772。
- 63) 同書 pp.783~785。
- 64) 同書 pp.1194~1195。
- 65) 寺崎昌男「講座制の歴史的研究序説」『大学論集』第1集(1973年) p.8。
- 66) 『五十年史』下冊 pp.251~275(講座, 教職員の異動)ベルツ(1902年退官), スクリッパ(1901年退官)以降, 外国人教師はいない。
- 67) 『科技史大系』第25巻, p.36。
- 68) 『五十年史』上冊各学部学科課程, 三学部共通規則等参照。
- 69) 『五十年史』下冊 p.367。
- 70) 『五十年史』上冊 pp.827~831。
- 71) 『五十年史』下冊 pp.237~243。
- 72) 『五十年史』上冊 pp.1180~1185。
- 73) 『医学の弁明』p.7。
- 74) 澤鶴久敬『医学概論 I - 科学について』(創元社, 1952年)
- 75) 『医学の弁明』pp.20~21, 『科技史大系』第25巻 p.376。
- 76) 中川米造「大学における教育実践－医学教育」, 寺崎昌男, 田中征男編『講座日本の学力』別巻1 大学教育(日本標準, 1979)所収。
- 77) 各大学医学部『学生便覧』等参照。
- 78) 『医学の弁明』pp.1~3。
- 79) 『医学部百年史』p.183, 『五十年史』下冊 pp.210~224。
- 80) 『京都帝国大学史』pp.241~242。
- 81) 『東北大学五十年史』上巻 pp.725~726 および『百年史』第4巻 p.1283。
- 82) 『科技史大系』第24巻 pp.246~248。
- 83) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』(東京大学出版会, 1968)第3章(執筆者寺崎昌男) p.382。
- 84) 「帝国大学官制」(1893年勅令83)第7条(教授の職務規定)。
- 85) 『ベルツの日記』上巻 pp.248~259。
- 86) 前掲論文中川米造「大学における教育実践－医学教育」p.264。
- 87) 『科技史大系』第25巻 pp.72~74。
- 88) 『医学部百年史』p.366。
- 89) 『科技史大系』第25巻, pp.84~85, p.376。

- 90) 『五十年史』下冊 pp.732～740。
- 91) 同書 pp.741～745。
- 92) 『医学部百年史』 p.169。
- 93) 慶應義塾編『慶應義塾百年史』中巻(前)(1960年) pp.777～840。
- 94) 『科技史大系』第25巻 pp.220～226(同基本案全文が掲載されている)。
- 95) 『東京大学一覧』(1943～1952) pp.55～57。
- 96) 『医学部百年史』 p.209, p.211 および『科技史大系』第25巻 pp.342～347。
- 97) 『科技史大系』第25巻 pp.25～28, 『帝国大学の誕生』 p.48(図2)。
- 98) 『百年史』第4～5巻, 第4～6編, 各編第3章第2節(執筆者二見剛史)参照。
- 99) 『百年史』第5巻, pp.345～347。
- 100) 『百年史』第5巻, pp.1282～1283。

A Historical Study on the Curriculum Programs
in the Universities in Pre-war Japan
— With special emphasis on law and medicine

MASAO SEKI*

This paper is concerned with the historical development of the University curriculum in law and medicine during the period of 1868 to 1948. The following findings can be summarized:

- 1) The decade of 1870 was a critical period in which Japan had to face the question of which countries' higher educational systems should be adopted as a model for Japanese university education. In the field of medicine, the supremacy of German medicine was recognized. This fact was consistent with the Government's attitude towards the Prussian administrative system. For this reason, at the beginning of the 1880s, the medical curriculum which was designed according to the German model was established at Tokyo Igakko (Tokyo Medical School). In contrast with medicine, in the field of law, the curriculum had been formed through more complicated process, partly because the Government's legal policy changed from a French model to a German model. On the other hand, the curriculum of the law-school at Tokyo University was under the strong influence of English and American law school. Therefore, it was in about 1887 when the academic basement of the German jurisprudence had been established in parallel with those of French and English jurisprudence were done at Tokyo University.
- 2) During the period of the "Bunka-Daigaku" (Colleges) from 1886 to 1918 after the Imperial University was legally established (1886), each College's academic calendar and examination systems were governed uniformly, and there was a strong tendency toward "institutional comprehensiveness". However, since the Koza-sei (Chair system) was introduced by Education Minister, Kowashi Inoue, there were growing trends toward "differentiation" orientation. In this age, legal education had moved from the Anglo-Saxon type "Gakunen-sei" (Grading system) to the German type "Kamoku-sei" (Course subjects system) which emphasized students' "freedom to learn". By 1900 all of the curriculum in medical education was taught by Japanese teachers, and the chair-systems had been fully established.
- 3) During the age of "Gaku-bu sei" (Faculties) of Imperial Universities (1919–1949), especially at the period of 1919–1923, both the legal and medical curriculum had been dras-

* Professor, R.I.H.E.

tically revised from the perspective of "freedom to learn". Among the background factors which made this curriculum change possible, was the fact that the rise of liberalism in the Taisho-period had given rise to positive criticism against the status quo of higher education.

- 4) The revised curriculum in the field of law and medicine produced no drastic changes except during the World War II period. After the war, the new Constitution was promulgated, and legal ideology was changed from "imperial nationalism" to "popular sovereignty". However, most of the types of chair systems which governed the academic framework of law faculties at New Universities established after the war were actually the same as in the pre-war period. In the field of medicine, transformation of the curriculum from education for "medical scientists" to education for "doctor-training" still remains a problem which has not yet been solved.

